

KIRORO シーズンパス利用規約

キロロシーズンパス（以下「シーズンパス」といいます）をご利用いただき、誠にありがとうございます。
本シーズンパスは、合同会社キロロリゾート（以下「当社」といいます）が運営するキロロスノーワールド
において提供されるサービスです。
お客様は、シーズンパスを購入された時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第1条（総則）

1.1 サービスの利用について

本規約に同意いただくことにより、当社が提供するシーズンパスに付随する各種サービスおよび特典をご利用いただけます。
シーズンパスに関するサービスおよび特典には、個別の利用条件（年齢制限を含む）や追加規定が適用される場合があります。これらは当社公式ウェブサイト（<https://kiroro.co.jp/>）にて随時掲載されるものと
し、対象サービスを利用した時点で当該規定に同意したものとみなします。

主な関連規定（抜粋）は以下の通りです。

・スキー場利用約款・スノースポーツ安全基準コンメンタール・リフト券（KIROCA・RFID リフト券）の利用規定・運賃の払戻について・レンタル利用規定・アカデミー利用規定・アクティビティ利用規定・雪上滑走用具等について・事業者登録規定・バックカントリー規定・キロロスキー場マップ（グルーミング・ツリーランエリア・管理区域外エリア）並びに管理区域外エリア救助費用・ツリーランエリア利用案内・ツリーランエリアマップ・スキー場内安全対策物一覧

これらに違反した場合、当社はシーズンパスの無効化、没収、ならびに今後のサービス提供の停止等の措置を講じることがあります。

1.2 不正利用および禁止行為

以下の行為を禁止します。

- シーズンパスの第三者への貸与、譲渡、転売
- 登録者本人以外による使用
- 営利目的での利用（無許可のレッスン、ガイド、撮影、営業行為等を含む）
- 名義貸し、同行者を装ったレッスン行為等の不正利用

5. その他、当社が不適切と判断する行為

これらが確認された場合、当社は以下の措置を講じることがあります。

- ・ シーズンパスの即時無効化および没収
 - ・ 施設利用の停止
 - ・ 今後の購入・利用の拒否
 - ・ 必要に応じた損害賠償請求
-

1.3 サービス内容の保証および変更

当社は提供するサービスの完全性・継続性・特定目的への適合性について保証するものではありません。
また、当社は運営上の必要に応じて、サービス内容を変更・中止する場合があります。

1.4 提供期間および利用条件

1. シーズンパスは購入対象シーズンの営業期間中のみ有効です。
 2. 利用は登録された本人に限ります。
 3. 利用時には有効なシーズンパス（KIROCA）の提示が必要です。
 4. シーズンパス購入時に「キャンセル保証金制度」（第3条）を利用して所定の期間内にキャンセルした場合を除き、キャンセル理由の如何にかかわらず既に受領したシーズンパス購入代金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。
-

1.5 パスの管理および再発行

シーズンパスの管理はお客様の責任において行うものとします。

紛失・盗難・破損等について当社は責任を負いません。また、不正使用が発生した場合も同様とします。
再発行については当社所定の手数料および手続きが必要となります。

1.6 本人確認

当社は必要に応じて顔写真登録、本人確認書類の提示等を求める場合があります。

第2条(サービスおよび特典)

1. キロログローバルパートナーシップ、海外のスキー場が、無料または優待料金でのご利用※予定
2. 北海道スキーシーズンネットワーク加盟スキー場の優待利用 ※予定
3. 5歳以下のお子様へのキッズシーズンパス提供

※キッズパスは6歳到達時点で無効となります。

※各特典は対象期間中のみ有効です。

※内容は予告なく変更される場合があります。

※利用時には有効なシーズン年号が記載されたシーズンパスの提示が必要です。

※詳細及び利用規約については、当社ホームページを参照ください。また、該当のスキー場及び施設をご利用の場合は、そのスキー場及び施設の利用規約が適用されます。

第3条(キャンセル保証金制度)

以下すべての条件を満たす場合に限り返金を行います。

1. キャンセル保証金制度付きシーズンパスを購入していること
2. 未使用であること
3. 当該シーズンの12月31日までに申請していること

返金額は、保証料および手数料を差し引いた金額とします。

※通常パスとの変更は不可

※条件を満たさない場合は返金不可

第4条(規約の変更)

当社は本規約を予告なく変更できるものとし、変更後の規約は当社ウェブサイトに掲載された時点で効力を生じます。

第 5 条(準拠法および管轄)

本規約は日本法に準拠します。

本規約及びシーズンパスに関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 6 条(言語)

本規約の日本語版と外国語版に差異がある場合、日本語版を正とします。

附則

本規約は 2026 年 4 月 1 日より施行します。